ＪＲサービック労働組合
ジャストニュース
No.７８
２０２５年6月２１日
ＪＲサービック労働組合
発行責任者　柳楽　　関

労基署員も首を捻る休日数の差異！

基準労働時間が同じなのに本社社員だけ休日がなぜ１２０日？

６月１９日、ＪＳ労は、淀川労働基準監督署にサービックの休日数の差異について訴えて行きました。この問題は、平成２７年４月に見直しが行われた労働時間短縮において、１日基準労働時間が８時間から７時間４５分に短縮され、この改正により、事業所の年間総労働時間が２０６４時間から１９５３時間に短縮され、年間休日が１１３日となりました。ところが、同じ基準労働時間の本社社員だけが年間１２０日となったのです。そこでＪＳ労は、２０２４年１月２４日、「基準労働時間７時間４５分の社員の年間休日数（１１３日）を本社社員と同様の１２０日とすること。」を求めて申し入れを行ってきました。

へんてこな回答に終始！

２０２４年４月５日、この申し入れに対する団体交渉を開催しました。この団体交渉で本社は、現場の社員だけ年間休日が７日間少ない理由を「就業規則で定められているので問題はない」とした上で、「先ずは本社から各事業所へ広げて行く」と回答しました。しかし、「７日間少ない根拠」については「過去の記録を含め確認したがわからない」と、その経緯さえもわからないと回答していました。

サービック労組も格差是正を要求！

サービック労組は、この労働時間短縮について、平成２７年３月１日付『新幹線ニュース』（通算３６９号）で、「会社から４月１日より変更するとの提案があり、本社社員だけが年間休日が１２０日になった」ことについて、以下の見解を示しました。

> 現行１日基準労働時間８時間の勤務を、全社的に１日基準労働時間を７時間４５分とすることとなり、本社部門もこれに該当する為、何の効率化もせず１５分労働時間が繰り上げとなり、年間総労働時間が１８９９時間（年間休日１２０日）になり本社部門と現場とでは年間総労働時間に差ができ、更なる格差が生じている。組合は、年間総労働時間１８００時間早期実現に向け早期解決に精力的に取り組んでいくと共に本社との労働時間の格差を是正していきます。

年間総労働時間１８００時間に向けて共に頑張ろう！

総労働時間１８００時間は、平成２０年に政府が示した目標です。しかし現実は、パートタイム以外の一般労働者の総労働時間は、令和３年で１９４５時間です。同じ要求である１８００時間達成のために サービック労組と連帯して闘おう！

メールアドレス・jsrou@yahoo.ne.jp